

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、国民健康保険の資格管理に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、資格の管理、資格確認書・資格情報のお知らせの発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認</p> <p>②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。</p>
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第24、44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第2条の表48の項、69の項、第50条、第71条、 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第24、44 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)(以下、デジタル庁・総務省令第九号) 第2条、第50条、第71条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第2、4、5、8、14、23、24、35、42、44、45、59、61、85、95、100、115、131項 並びにデジタル庁・総務省令第九号 第2条、第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第143条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条</p> <p>■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課保険年金係
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保険年金課保険年金係 0289-63-2125
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー記載の申請書類は鍵付きキャビネットに保管	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー記載の申請書類は鍵付きキャビネットに保管	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第16,30項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第16,30項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号、別表第二の27,42,44の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二の27,42,44の項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 駒場 睦司	保険年金課長 川田 謙	事後	
平成29年7月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日 時点	平成29年6月20日 時点	事後	
平成29年7月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日 時点	平成29年6月20日 時点	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第16,30項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項 別表第一 第16,30の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第16条、第24条第1号、2号、8号	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 次期国保総合システム	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 川田 謙	保険年金課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号、別表第二の27,42,44の項	<p>【特定個人情報の提供】</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号 別表第二 1,2,3,4,5,9,15,26,27, 30,33,39,42,58,80,87,88,93,97,109,119の項</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第1条1号、2号イ、第2条9号、10号イ、11号イ、16号、17号イ、第3条7号、8号、9号イ、10号、11号イ、12号イ、第4条1号、2号イ、第5条6号、7号、第8条3号二、第11条の2 4号、第19条1号イ、第20条8号ハ、第22条の2 2号イ、3号、4号、第24条の2 3号イ、4号イ、5号、第25条7号ロ、8号イ、第31条の2 4号イ、5号イ、6号、第43条5号イ、7号、第44条1号イ、第46条第1項1号、3号、4号、5号、6号、7号、第49条2号二、第55条の2 4号、第59条の3 3号ホ</p> <p>【特定個人情報の照会】</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号 別表第二の27,42,44の項</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第20条8号ハ、第25条7号ロ、8号イ、ロ、9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、第</p>	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年1月23日 時点	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年1月23日 時点	事後	
平成31年3月22日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	事務の概要	<p>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>	<p>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。</p>	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年7月30日	システムの名称	<p>国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム</p>	<p>国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等</p>	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年7月30日	特定個人情報ファイル名	<p>国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル</p>	<p>国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル</p>	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年7月30日	②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第25条、第26条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42項並びに内閣府・総務省令第七号 第25条</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第25条、第26条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的、情</p>		「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年7月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②部署	市民部保険年金課保険給付係	市民部保険年金課国保係	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	市民部保険年金課国保係 0289-63-2166	市民部保険年金課国保係 0289-63-2166	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月23日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月23日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第25条、第26条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、44 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第25条、第26条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2</p>	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民部保険年金課国保係	保健福祉部保険年金課国保係	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	市民部保険年金課国保係 0289-63-2166	保健福祉部保険年金課国保係 0289-63-2166	事後	
令和3年10月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年7月15日 時点	令和3年10月15日 時点	事後	
令和3年10月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年7月15日 時点	令和3年10月15日 時点	事後	
令和5年11月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	保健福祉部保険年金課国保係 0289-63-2166	保健福祉部保険年金課保険年金係 0289-63-2125	事後	
令和5年11月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月15日 時点	令和5年11月16日 時点	事後	
令和5年11月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月15日 時点	令和5年11月16日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年11月16日 時点	令和6年11月15日 時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年11月16日 時点	令和6年11月15日 時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅳ 8人手を介在させる作業	－	<p>十分である</p> <p>・マイナンバー記載の申請書類は鍵付きキャビネットに保管</p>	事後	
令和6年11月15日	Ⅳ 11.最も優先度が高いと考えられる対策	－	<p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>十分である</p> <p>・マイナンバー記載の申請書類は鍵付きキャビネットに保管</p>	事後	
令和7年5月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、</p> <p>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第24、44項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)第2条の表48の項、69の項、第50条、第71条、</p> <p>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、44 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第25条、第26条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第24、44 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号)(以下、デジタル庁・総務省令第九号) 第2条、第50条、第71条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第2、4、5、8、14、23、24、35、42、44、45、59、61、85、95、100、115、131項並びにデジタル庁・総務省令第九号 第2条、第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第143条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条</p> <p>■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和7年5月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年11月15日 時点	令和7年5月28日 時点	事後	
令和7年5月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年11月15日 時点	令和7年5月28日 時点	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、資格の管理、資格確認書・資格情報のお知らせの発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和7年5月28日 時点	令和8年7月31日 時点	事後	
令和8年10月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年5月28日 時点	令和8年7月31日 時点	事後	